
基地対策調査特別委員会会議録

1 開催年月日 平成25年 5月 9日（木曜日）

開会 午前 9時30分

閉会 午前11時29分

2 開催場所 京丹後市役所 3階 302会議室

3 出席委員 池田委員長、松本聖司副委員長

金田委員、川村委員、田中委員、谷口委員、谷津委員、藤田委員、
松本経一委員、森委員、吉岡和信委員

4 欠席委員 なし

5 委員外委員 なし

6 会議録署名委員 谷津委員

7 参考人 なし

8 紹介委員 なし

9 説明のための出席者

防衛省近畿中部防衛局 企画部 部長	桒賀 政浩
防衛省近畿中部防衛局 企画部 次長	船本 聖滋
防衛省近畿中部防衛局 企画部地方調整課 基地対策室長	有田 勝也
防衛省近畿中部防衛局 企画部地方調整課 基地対策係長	市川 喜洋
防衛省近畿中部防衛局 企画部地方調整課 地方協力確保室 室長補佐	大野 真司
防衛省近畿中部防衛局 管理部業務課 業務係長	森本 尚樹

10 議会事務局出席職員 中田議会事務局長、西山議会総務課長、議会総務課大木主任

1 1 会議に付した事件

- (1) 視察報告書について
- (2) 経ヶ岬分屯基地の現地視察について
- (3) 防衛局への質問事項について
- (4) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法について

1 2 議 事

開会 午前 9時30分

○池田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、第5回の基地対策調査特別委員会を始めます。

会議録署名委員に谷津委員を指名いたします。

それでは、早速内容の討議に入ります。まず1番、視察報告書についてということで、きょうは10時半から特別措置法についての説明を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に案として報告書が出ております。作業部会できのうまとめたものであります。提案として見るのは作業部会も始めてであります。いろいろな御意見があらうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これはもう、きょうしっかりとした報告書に仕上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。進め方はどうしましょうか、1ページごとに行きますか、初めて目を通される委員さんもおられますが、どういう進め方でしましょうか。目を通してもらって、それから1ページずついきましょうか。そうしましょうか。

それでは暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時41分

○池田委員長 それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

それでは報告書の案につきまして、御意見をお願いしたいと思います。

まず1ページについて。私は少し気になったのが、目的の中に、所見の最後を見ていただいたら21ページ。まずこれは所見も見えていないですが、議会として市民の安全・安心を第一に調査

研究するということを入れておりますので、ここに単に施設や規模などの概要を確認ではなくて、やはり市民の安心・安全の確認もしとったかなと思いますが、これ、目的の中に入れるという意味ではどうでしょうか。

谷口委員。

○**谷口委員** 視察の目的として、施設や規模などの概要を確認するものという、これだけでは少し位置づけがおかしいという話になるので、やはり市民の安心・安全ということを後ほど概要も含めて、やはり安心・安全という部分の軸を、そういうほうがより明確になりはしないかと思えますけど。

○**池田委員長** 金田委員。

○**金田委員** 賛成ですが、さらに調査研究するなどという文言が最後、その中にありますね。この調査研究ということは、当初の目的の中にはもう入れないのですか。

○**池田委員長** 今、調査研究を入れる、入れないのかという、いかがでしょうか。確認しますが、安心・安全についてということも入れるということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**池田委員長** あともう一つ、今出ました調査、確認についてはどうでしょうか、調査研究を含め。

○**金田委員** 2つとも本当は確認しているだけであって、調査研究というのは、後で考えることになるのか、目的として調査研究を入れるのか。

○**田中委員** 委員会自身が調査研究するということですので、あえて入れる必要はないのかなと。

○**池田委員長** いかがでしょう、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○**池田委員長** そしたら文面ですけれども、施設や規模の概要並びに市民の安心・安全を確認するということで。

吉岡和信委員。

○**吉岡和信委員** 視察目的、ほかの委員の皆さんがおっしゃることもよく理解できますが、4ページにいろいろと調査するなどということがいろいろ書かれておるわけでありまして、先ほど田中委員がおっしゃいました、もともと基地対策調査特別委員会の視察ということで、設置目的を果たすためという部分で簡略にむしろ書いても何も差しさわりのないのではないかと、僕は思いますけどね。ここで本当にそこまで丁寧に、調査特別委員会の設置目的を果たすためというようなことでも、ここでたくさん書くと、また初めにたくさんふえていますけれど、ど

うですかね。あえて注文つけるほどではないですが。

○池田委員長 森委員。

○森委員 いわゆる経ヶ岬に配置をされるという計画が立ったことによって、言えば、日本で最初にしている。やはり、そこをしっかりと見ておくことが大事ではないかと。単純に言えばそれだけのことですね。視察目的というのは、もともとは田中委員が言ったように調査特別委員会の目的のところに明確にされているので、これはここに、車力に行ったことだけの報告書になるので、同時にその他の所見になるので、これ全部入れる必要があるかどうかですね。むしろ簡単でいいと思う。車力に行くことになった目的だけで、それで確認するというのもまたちょっとひっかかる。

○池田委員長 今、視察目的をもう少し簡略にしたらという意見も出ておりますし、確認ということが。

森委員。

○森委員 これを議会の中ではほかにも出したりして、それで見てもらう報告書はどこでも頭置いておかないと、こちらだけでわかっているということで省くわけにはいかないことも、そのことも考えておかないといけないということがありますね。

松本経一委員。

○松本経一委員 まず所見のほうにも時間がかかると思いますので、簡略な文でどうかという提案があって、それでいいのではないかという気がしますけどね。

○池田委員長 今のままでいいですか。それから削るなら削る案を出して。

○松本経一委員 設置目的を簡略に。

○吉岡和信委員 設置目的を果たすために国内で唯一のレーザー基地を視察したということで、簡略に言えばそれでいいのではないか、後は目的を果たすためにという。

○松本経一委員 単に目的なので委員長に任せます。

○池田委員長 今、もっと短くていいという意見ですけれども。そしたらもう、時間がないので今の意見を参考にもう委員長、副委員長の裁量でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 とりあえず、もう少し簡略にするということだけは確認させていただきました。

次、視察者の布陣はよろしいか。

それから4ページに行きます。初めにというところです。

○田中委員 地名でルビを入れたらわかりやすいかなという、豊富町はわかりますが、富蒔町、

ちょっと読めないですが。

○池田委員長 いかがでしょうか、今の意見はよろしいか。そしたら追加します。よろしいか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 吉岡委員。

○吉岡和信委員 この中ほどに、米軍はアメリカ陸軍車力通信所の最後の部分で、航空自衛隊車力分屯基地の一部を収容しというのはどうでしょうか。収容という言葉は。これは収容していることはないでしょう。どうですか。

○池田委員長 そしたらこれも確認して直します。こういう文言が使われていたらもうこれにさせてもらいます。

次、5ページ。もうこれは実際の内容ばかりですね。問題ないですね。

7ページも特に問題はありませんね。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 8ページ、米軍からの説明です。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 9ページへ行かせてもらって。次、10ページ。市役所での対応ですけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 11ページ、これもほとんど問題はないですね。

○川村委員 済みません、写真の下部が切れているような状況でありますので。

○池田委員長 それからウを見てもらえますか。撮り直しを聞いています。

次、12ページ。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 13ページ。ここに、これももともと向こうの資料がそのままになっております。前回の6ページのほう上がっているので問題ないかと。

次に14ページ、経済効果。これは町内会長の答弁のほうにしました。

○谷口委員 前回の分と同じベースで問題ないでしょう。

○池田委員長 もうそのとおり、聞いたとおりを上げております。

それから、その他の関連。

○谷口委員 これは特別委員会のという4人が関連質問事項というふうに上げられたわけですね。

○池田委員長 最後の部分の正式要請がいつであったかという、追加したという。

○森委員 正式要請がここで出たのかどうかということで、正式要請は3月では。

○池田委員長 だからここには12月ぐらいに要請があったけども、地元との調整が必要ということから3月に・・・。

○森委員 正式要請の。

○池田委員長 打診があったと。

○森委員 正式要請の打診と。

○池田委員長 文書で要請したと言ったけれども、打診は、正式要請ということになるとちょっと。

○松本聖司副委員長 あのかきは正式に12月に整備、文章で要請をしたいがという、そういう言い方でしたね。

○森委員 だから、12月時点で打診があったということが正確だろうと。

○松本聖司副委員長 打診ではなくて、正式に文章で12月に要請をしたいという話だったと思います。そういう言い方であったと。

○森委員 正式には3月という説明ではなかったのか。

○松本聖司副委員長 いや、市役所側が断ったという話でしたね。

○森委員 その辺を正確にという意味で・・・。

○松本聖司副委員長 そういう理解と思いますが、どうですか。

○池田委員長 これは文書の正式要請を12月にしたいけれどもという打診があったのです。ですから文書を受け取るのですが、ところが地元の調整が必要ですからということで一旦断って、地元との協議が整ったということで3月に文書の正式要請があったと。

○松本聖司副委員長 12月の後に文書を入れますか。

正式要請のですね。

○田中委員 文章を入れたほうがわかりやすい。

○池田委員長 そしたらこれ、ここに文書の正式要請入れますが、よろしいか。

次、16、17は飛ばします。

次、18ページ。地元住民との懇談会。

それでは次、20ページですけれど、所見です。かなり前と、これは田中委員の所見を入れていきますので。

○松本経一委員 誤字がわかりますかね。重要な部分で、21ページ、上から4行目ですけれど、これはもう私も視察報告の所見をここに書いていただいたのがありますが、実はこの4行目

の意見があったとなっていますが、私が提出したやつは地元にはいろいろな恩恵があったとなっています。だから意見があったと恩恵があったとは大きな違いなので。それから、2行後の日米安全保障のところですね、根幹であることは論を待たない、このまとめのマはこの字ではなかったので、ややこしいので、できたら平仮名のほうが。にんべんを使ったもので、平仮名に変えてもらったらいいですけども。

○池田委員長 今回の説明をさせていただきますと、21ページの上から12までと、それからその下ということであるときの確認ではもう両論併記でという確認でしたので、所見の内容がそれぞれに分かれております。

○森委員 後段のうちは問題ありませんので、そうでもない人たちにとっては、これでいいのかどうかという確認をしていただいてということ。逆に、後段の部分に、字が間違っているとか、取り扱い表現がもう少しこうなるということは別として、だから皆さんが前段の部分をいいと言うなら、所見であるので、我々がとにかく言うことではないという意味で捉えていただけたらと思います。

○池田委員長 よろしいか。ただし、表現的にどうかというものがあれば出していただいて。

○松本聖司副委員長 1つだけ。20ページの上から10行目ぐらいでしょうか。基地内の視察が当日になって許可されるなど、再許可という書き方のほうがいいのではないかと思う。これを見ると、許可もなしに行く予定になっていて、そっちに向かっていたのかということになり得るので、再許可みたいな書き方ってどうでしょうか。許可だけではちょっとわかりにくい。

○池田委員長 そしたら調整します。前日に不許可という文言を入れて、そして当日許可になったという言い回しで入れたらよろしいですか。

○森委員 括弧でも入れておいて。

○池田委員長 よろしいか。

○松本経一委員 出発して、現地、空港に着いた時点で不許可という連絡があったというのが正確ですよ。それが一転して当日に再び許可されたと。

○田中委員 米軍車力通信所の現地視察はとか、主語を入れて、前日はこういう事情で不許可であったけれども、当日になったら許可されたと。

○吉岡和信委員 それに対して、正確に言えばそうなんです。だから今、藤田委員が言いましたように、私は緊張感を表現するという意味で、当日になって許可されたという言い回しです。

○池田委員長 やはり前日には不許可の通知があったことを入れたほうが、松本聖司副委員長が言われるように、許可もとらずに行ったのかということになるので。

○谷口委員 その辺の文言の部分で、当日に許可というふうになったら、初めからそういう部分で許可のために行ったのかということになるので、当初は、一つはいただいて視察に行ったけれども、緊迫のぐあいによって到着した段階で許可になったというような、物すごいその部分は大切詳しく説明するほうがいいかなと思うんですよ。

○池田委員長 ほかの委員の方、意見ありますか。

そしたらもう少しここはわかりやすく……。よろしいか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 ほか、提案ありませんか、表現でどうかと。

○吉岡和信委員 交通事故が十数件というのは正しい表現なのか、いかがでしょう。

○田中委員 私の調べによっています。

○池田委員長 ここも説明しますと、最初の文章は女性宅への不法侵入、飲酒による暴力事件、交通事故等が十数件という、これ一まとめでした。それをやはり不法侵入、飲酒は2件だろうと。これははっきりしておこうということで、分けた経緯があります。全てが不法侵入や飲酒の暴力になってしまうのではないかなと。

○吉岡和信委員 作業チームにせっかくまとめていただいたのですから、これは共産党に大幅に譲歩したとは言いませんが、本当は一定の注文をつけたいけど、それはもう御苦労さんということ。

○田中委員 などにくるか、交通事故などで。

○吉岡和信委員 本来は交通事故そのものをそんなに取り上げる必要があるのかと。

○田中委員 そこはまた異論が出てくる。

○吉岡和信委員 だから作業部会の、交通事故は別に日本でも幾らでも本当に。あれで、だから。

○池田委員長 ここもかなり議論がありました。

○松本聖司副委員長 議論がありました。米軍基地があるがゆえにというところを、人が来ることを否定しとるような言い回しだということで、譲歩を大幅に。

○池田委員長 それでは、報告書については以上です。これをまとめて、ここで1点確認ですけども、議会報告会で10分程度このことについての説明の時間をとるということで、この報告書を資料にして出しますので、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 それでは提出させていただきます。

それでは次に、時間もありますので2番について、現地視察について、これは事務局から説明

をお願いしようと思います。報告書の中。

○西山議会総務課長 議会報告会の説明の口述を正副委員長に一任していただくようにはできないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○池田委員長 よろしいでしょうか。10分程度でまとめますので。それでは私と副委員長のほうでまとめます。

それでは（２）の現地視察について、事務局の説明をお願いします。

○議会総務課大木主任 済みません、お手元にA4、1枚で経ヶ岬分屯基地の現地視察についてということで、メモ書きの資料を配付させていただいております。お手元に取りいただけますでしょうか。こちらのほうですけれども、事務方のほうで現地視察を過日の委員会で行うというお話がありました。その後、調整をしておりましたら日程的にはもう5月14日、昨日皆さんのほうには事前の調整もさせていただいたところですが、午後2時から現地で視察をお願いしたいと。視察内容につきましては、おおむね以下の3点でお世話になれるようであります。視察方法につきましては、2時からでありますので、少し余裕を見まして、午後1時に市役所峰山庁舎へ集合いただきまして、公用車両2台で現地へ行っていただきます。ただし書きとしまして、終了後に市役所の峰山庁舎のほうで特別委員会を開催していただきまして、レジュメの（３）になりますが、防衛局のほうへ追加の質問事項の御調整を次の（３）で御協議いただきますが、こちらのほうは最終の調整と確定をお世話になりたいと思います。お手数ではありますが、一旦出発につきましても峰山庁舎、散会につきましてもこちらで会議後ということでお世話になりたいと思います。

以上が調整の内容です。こちらのほうの内容と行程でよろしいかどうか決定の確認をお願いします。

○池田委員長 今、事務局から説明がありました。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 それでは、午後2時から現地視察ということでお願いします。

次に（３）、先ほどの事務局からの説明にも若干ありました。防衛局への質問事項ということで、今田中委員のほうからはいただいておりますが、実はまだ確定はしてないですが、20日に議員全員協議会をお願いしたいと思っております、午前中です。そこに出す質問をできましたら5月14日の正午。これ、どうでしょうかね、会派でもらうのがいいのか、個人個々でもらうのがいいのか、どちらがよろしいか。

○森委員 整理しないといけないので、会派でまとめて出したほうがいいのではないかな。

○池田委員長 後でまた整理するときに、ちょっと余分な時間を。どうでしょうか、会派でまとめるということよろしいか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 そしたら１４日の正午までをお願いします。それから２０日の議員全員協議会もよろしいでしょうか。内々では議長のほうにはお願いをしております。

○金田委員 時間を聞いておりませんが、時間。

○池田委員長 ９時半、午前中。

○谷口委員 ５月２０日。

○池田委員長 質問内容がどれぐらい出るか。とりあえず（３）のほうはこれで終わります。

（４）のほうに行きますが、１０時半からということで若干時間ありますので、全体について何かありましたら意見を出していただいて、なければ休憩、新たに休憩したいと思います。ありませんか。現地視察の終了後に質問事項の取りまとめをしたいと。

それから、現地視察について委員以外の委員の案内はいかがでしょうか。

○議会総務課大木主任 先に防衛局の方と調整をする中では、あくまでも特別委員会として動きますという整理をしておりますので１１名でお願いしたいです。

○池田委員長 よろしいか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 なければ、そしたら半まで休憩いたします。

休憩 午前１０時１５分

再開 午前１０時３０分

○池田委員長 それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

それでは（４）の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法についてということで、近畿中部防衛局から来ていただいておりますので、この資料をもとにまず説明を受けたいと思います。その後に質問事項等も渡してあります。それに基づいて質疑応答に入りたいと思います。

まず、説明に入ります前に自己紹介をお願いいたします。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 近畿中部防衛局の企画部長の枅賀と申します。

○船本防衛省近畿中部防衛局企画部次長 部長の下で次長をしております船本でございます。委

員の皆様にはいろいろとお世話になっております。

○有田防衛省近畿中部防衛局企画部地方調整課基地対策室長 皆様とは車力視察の際に御一緒させていただきました、対策室長の有田と申します。よろしくお願いいたします。

○市川防衛省近畿中部防衛局企画部地方調整課基地対策係長 基地対策係長の市川と申します。よろしくお願いいたします。

○大野防衛省近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室室長補佐 室長補佐をしております大野と申します。よろしくお願いいたします。

○森本防衛省近畿中部防衛局管理部業務課業務係長 近畿中部防衛局の森本と申します。よろしくお願ひします。

○池田委員長 委員のほうの紹介は省略させていただきます。私は委員長の池田です。よろしくお願い申し上げます。

それでは説明をお願いします。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法の御説明をさせていただきます。まずその前に、再編と言ってもなかなか皆さん何の話かよくわからないというのが多分実情だと思います。再編っていうお話からちょっと概略を説明させていただきます。

再編っていうのは、いわゆる2つ考え方があります。まず1つは、今の抑止力はそのまま維持する、まずこれが1番。2番目、沖縄の基地負担を軽減する、端的にはこの2つです。これが再編の大きな枠です。今の力を維持しつつ、沖縄の負担を軽減する、これが再編です。簡単に言えばそういう話です。その中で、今回それを円滑に実施するための法律っていうのが今言われました特措法です。大きく言えばそういう話でございます。なぜ、きょうここで、京丹後市の皆さんにお話させてもらうかと言ったら、それに車力のレーダーが絡んできます。まず再編は、先ほど言いましたように基地負担ということです。一番の話が、私も3月31日まで沖縄の辺野古を担当していましたが、まず普天間を辺野古に持ってくると。そしてそのことによって同時に嘉手納より下の、嘉手納より南側のやつをグアムに持っていくと。3番目は、今一番うるさいと言われている嘉手納基地の訓練を本土に回す。これが沖縄では大きな縮図になっています。本土の中ではどうなっているかと言ったら、岩国にいま一番うるさいと言われているNLP、夜中にがんがん行く、それを持っていくと。今回の車力のレーダーがその再編の中に入っていたんです。そういう意味合いで、今回再編の中に何でここの京丹後市の皆さんに影響するかって、その中の再編の中にいわゆる弾道ミサイルの防衛用の移動式レーダーとして車力が入っているところ

+

に一番のところがポイントです。再編自体はそうではない話ですけど、その中にたまたま車力が入っていたというところが今回のこの特措法の関係するところでございます。実際、今言いました特別措置法というのは、そういう趣旨でございますので、まず4点ございます。まず1点は、これからお話しさせてもらう交付金の話。2点目はいわゆる公共事業の特例っていうのがあります。多分これ、きょうちょっと御質問いただいている中でちょっとまた御説明させてもらうと思います。3番目は、これはグアム島、グアムの関係で、グアムに移転するに当たってどうしても日本からお金を出さないといけないということで、日本政策金融公庫にいろいろな業務特例を3番に入れています。4番目は、はっきり言って沖縄がそういうふうに変わりますと、沖縄で働いている従業員の方は多分間違いなく今普天間にいる人は辺野古に行くかと言えばそうではないし、違う職種に変えられるので、その駐留軍労働者の方をまたいろいろな訓練を受けて違う業務に当たってもらわなければならないというのが4番目です。だから、きょうお話しさせてもらうのは、まず交付金と特例の話。4つの資料、前半2つの話になります。

経緯といたしまして、2番目に経緯といたしまして、この法律については平成18年の5月に日米安保保障協議委員会におきまして、いわゆるロードマップ、まず準備委員会でロードマップっていうのをしっかり取りまとめて、それから、その年の5月にいわゆる閣議決定、在日米軍兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて閣議決定しています。その取り組みの中に、ロードマップっていうのは先ほど言いました沖縄の関係の話、本土の関係ありますけど、それを早期にうまくするためにはどうしたらいいのかわからないので、やはり、そのためにはしっかり法律面、経費面でやはりしっかり政府としてやらなきゃいけないというのがまず1点目。2点目は、グアムにお金を持っていけないといけないので、それを日本の政府としてどのようにするかっていうのが2点目。そういうところがいわゆる閣議決定で決まったわけでございます。こちらのほうに関係しますのは、前半の第1点目。いわゆる経費と法律面で何とか早期にロードマップをうまくしなくてはなりませんよねというところの、いわゆる措置法が今回の特別措置法の趣旨でございます。実際、一番関係します交付金のお話は、こちらのページで御説明させていただきます。

次の、この一番のポイントというのは、影響があるかないかということでございます。例えば嘉手納町、沖縄では有名な嘉手納町というのは、嘉手納に飛行場がございますけども、嘉手納町のところの影響っていうのは、まず考えなきゃいけないのは、まず訓練を本土に持っていくわけですから、やはりその部分影響は少なくなるだろうということで、マイナスポイントを兼ねています。ということで、特措法でマイナスポイントを置かれますと、特措法は全く関与しません。プラスマイナス入ります。だから必ずしもこの特措法とは、プラスとマイナスの計算があります

から、それによってプラスにならないとこの特措法は関係しません。そういう意味でまず影響があるかどうか、その影響の増加、ここに書いています影響の増加によって市町村をまずうちの大
臣のほうから指定します。ここに書いてあります増加する影響ってというのはそういう意味です。
ここにプラスマイナスがありますよと、プラスがあるからその市町村に対してどうしようかと。
ここに書いてありますが、今この京丹後市とは直接関係ないですけれども、まず基地がある市町
村には当然、その影響のあるところには対応します。ただし、基地が所在しなくてもここに書い
てあるのは音、飛行場ですね、飛行場のところは音が75Wあるところが指定される可能性はし
っかりありますと。例えとしてもう一つは、プラスアルファで音がなくても飛行機が直下、真上
を通るところも可能性はありますよと書いてあるのがこのペーパーの趣旨です。イのところはで
すね、先ほど言いました再編によってしっかりプラス面で影響があるってところは、まずそ
の市町村の前にその防衛施設自体が指定されます。ここの行政、イのところの関係行政機関の、
一応これは財務省です。やはりお金を出しているのは財務省なので。協議の上防衛大臣が、こ
この施設はやはり影響が、再編による影響があるので、ここはしっかり防衛施設と再編関連施設に
指定しますよというのがまず一番に必要です。そしてなおかつ、この上記でなおかつ、では今度
市町村の指定はどうなるんだってところは、今度市町村からわかりましたと、では理解いた
しましたと表明してもらったら初めて防衛大臣は特定防衛市町村として指定します。もっと簡単
なことを言いますと、理解していただけるのであれば指定しません。この1ページはそういう意
味でございます。基地として指定されても、市町村として指定されるには御理解いただき、ぜひ
御理解いただきたいと。このペーパーの趣旨はそういうところでございます。注1、注2と書い
てありますけど、注2のところはですね、ただ単にはわかりましたと言いながら、次の日にな
ったらやはりだめですよって言われたら困りますので、やはり保持してもらわないといけないと、
この1枚目のペーパーはそういう意味合いでございます。まず大臣が防衛施設に指定しますが、
市町村として指定させてもらうのはその表明をいただく、でも御理解いただいた段階で指定さ
せていただくという趣旨のペーパーでございます。

2枚目よろしくお願いします。そういう状況の中に、では理解させていただきましたと、では
交付金をぜひ、もう国のほうから、本来であればこの交付金の趣旨というのが皆さんもおわかり
のとおり、再編ってというのは国民全員にひとしく受ける利益です。それをこの一部の地域で請け
負っていただくってことは非常にそこに対して負担がかかると、それに対してやはり地元の
協力に対して国として答えなくてはならない。これが交付金の意味合いでございます。本来これ
は国民全員がひとしく受けなくてはならない利益に対して、地元に対して御協力いただいている

ということで、その負担を受け入れる、負担に協力するというのが国として答えなくてはならないというのが交付金のシステムであります。そういう意味合いで、交付金の考え方でございます。2番目の、2番目のペーパーのところは、では交付金のお金は幾らぐらい出るのですかという話でございます。実はこれ、私たち交付金の法律もありますし、そのまま政令や規則もありますけど、これははっきり言ってまだしっかり計算ができるようになっていきます。まず1番は、施設の面積、あと施設整備の内容、あと航空機等のいろんな数、あと人員の数、そういうのが積み重なって算定されて初めて交付金の額が決まるんですという話でございます。先ほど言いましたように、法律では平成18年に施行されました。実は時限立法でございまして、これは政府が早くしないといけないということで、10年でという趣旨を持っていたので、平成29年までの時限立法でございまして。とはいいいながらも、当初の予定を超えた場合ということも考えられますので、最大15年で平成34年度までは交付額のところはちょっと猶予も考えています。しかし、原則には、やはり時限立法でございまして10年で、ただ先ほど言いましたように、多分今回の京丹後市で受け入れをさせていただけるならば、あと5年、4年ってなりますけど、そのところは多分当初の予定を超えてというところで最大平成34年まで、場合によったら何年までっていうのはこれからもありますけど、当初の10年のあれっていうのは多分枠は超えると思います。だから済みません、これのところ、まだ政治的な何もありますので、ちょっとこの辺のお話はどこまで正確にできるかというのはちょっと今回御考慮いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、面積、設備の内容、飛行機の数、人員の数っていうところでしっかり額のほうは決めさせていただきます。そしてイのところですね、この図面を見てもらってわかりますように、例えばはいわかりましたって言った瞬間に飛行機が来る場合は、すぐ最初から、当初からお金が出るわけでございます。下のほうを見ますと、これはやはり辺野古のほうを見てもらっているのがわかりますように、わかりましたよって言いながらも、環境アセスしたり、あと工事したり、していく場合は、こういう形で積み上げていくわけでございます。そういう意味合いに、まずこの額は、総額は変わりません。総額は変わらないけれども、こういうような形で交付される額っていうのはいろいろケース・バイ・ケースがございまして。今後これに関しまして、もし受け入れていただけるならばこれに関しましてはまた、それのところはまた御相談はさせていただきたいなと思っております。

私の考えといたしましては、もうアセスとかそういったことがないので、ある意味では上に近い形になるのかなと思っております。何でこれ、最後のほうになったら額が減っていつているのかと申しますと、急に減らすとやはり市の予算のほうも非常に困るので、やはり段階的に少なく

したほうがいいのではないかと、それは各市町村からの昔から私ども9条交付金っていうのをしていますが、やはり急になくなると非常に困ると。やはり段階的に少なくなったほうがいいのではないかとということで、上の図も下の図もそうですが、段階的に下へ下がっているのはそういう意味合いでございます。例えばいいんだと、次なくなっても構わないというのであれば別に考え方もありますが、そのほうが市としては今後やりやすいし、多分予算の配分、今後の総務省との交付金の関係もあります。そういうところと考えて、やはりこういうふうがいいのではないかと、皆さんの考えることに私たちはこういう御配慮をさせてもらっているわけでございます。

ウのところですけども、非常にちょっと言いづらいところでございますけど、やはり途中でだめだと言われると減額したり、やはりゼロということになります。特に私が今まで担当しました名護はございません。打ち切りました。打ち切られたから今度またあれだったらまた返ってくるのかって言ったら、それはもう総額は減っていきます、そういう計算です。だからもといで、そのお金を置いてあるんだって言ったら大間違い。政府としては早くやりたい、早くやらないと今、先ほど言いましたとおりロードマップ、ロードマップっていう日米間の中で早くやらないとこれは意味がないんだと。そういうことによって日米安全保障条約もあるし、あるんだということになりますので、長く引っ張るっていう法律の趣旨はございません。そこだけは済みません、先にお話しさせていただきます。

3枚目のほう、よろしくお願いいたします。最後、交付金のお話でございます。交付金のほうはここに書いてありますように、ソフトもいわゆる工事関係、ハードもかなり広範囲で使えます。なおかつ、・で書いてありますように、基金をつくっていただければ10年以上ハードもソフトも使えます。基金を、市のほうで基金をしっかりつくっていただければそのお金を10年後、20年後に使ってなくても結構です。だからここはすごく市と御相談させてもらって、考えてもらえれば。ただ、10年の時限立法と言いながらも基金さえ設ければ、承継もろもろ考えることは十分可能です。特に対策委員会の皆様にはこのところでもよく御理解いただけたと思っております。ただ、時限立法だからだめと言わないで、ここでしっかり皆さんと御理解いただいて、一緒にまちづくり、私たちは沖縄に関係してもそうですが、まちづくりっていうのは非常にしっかりやらせていただいております。ぜひ私も、4月1日からこちらに異動してきましたけれども、一緒にまちづくりをやらせていただきたい。特に私は今6次産業課という農村関係、農林関係、行業関係をメインに今防衛省、農林水産省に負けずに3分の2の補助率でかなり高配分、もっと言いますと流通、販売、そこまで全部うちにやらせていただこうと思って、今農林水産省があとで、経済産業省にも組んでいます。植物プラントとか、そういうことも今かなりしてもらって

+

ます。そういう意味合いで、いろいろ皆さんと御協力願ひましてやらせていただきたいと思いますとおります。

簡単に具体例とか書いております。1番のところ、広報に関する、2番のところ、防災に関する、3番のところ、通信に関する、これ4番が非常に広範囲です。教育、スポーツ、文化。ここはもう非常に皆さん、知恵を出していただければかなり広範囲にできます。5番の福祉関係、医療関係、こうなるとこれはソフト事業の話です。子供さんが小さい間の無料の医療費とか、これソフト関係はやはり5番のほうの方が非常に大きいところでございます。6番の関係している関係しますと、ハードも使いますが、あと7番ですけど、交通発達っていうところはいわゆるコミュニティーとか、市道関係ですね、いろいろやらせてもらっています。あと8番の公園、緑地、緑地公園整備です。あと企業の育成、発展、ここは先ほど言いましたように結構広範囲です。振興ということで、かなりのところのハードもソフトも御協力することは可能でございます。そういう意味合いで、この交付金は非常に使い道があるので、ぜひいろいろ御協力させていただきたいとおります。・のところは先ほども言いましたように、基金さえしっかりつくっていただければ、ハードもソフトも10年以降も使えるんですよっていうところをしっかりと書かせていただきました。

+

簡単な説明でございますが、以上でいわゆる再編の、あと特措法のお話、そしてなおかつ交付金のお話をさせていただきました。以上でございます。

+

○池田委員長 枳賀部長、ありがとうございました。

引き続きまして、質問事項の回答をお願いしますでしょうか。

○枳賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 まず、11条、12条というところの御説明をさせていただきます。これ、11条というところを12条です。もしくは先ほど言いました特措法には4つあるうちの前半の2つ、1つは特措法、交付金でございました。あともう一つ、補助金っていう考え方がございます。この補助金はまずどう、先ほど言いました特措法の交付金を出せる市町村の中で、特に負担の著しい再編の市町村に関しましては、人、物の移動、流通の増加した場合に社会資本、いわゆるインフラの需要がかなり増加してくるだろうということで、再編交付金ではできない、例えば円滑な交通インフラとか、そういう目的によって行った道路整備、公安整備などをやる法律が、やる補助金っていうのがございます。ざっと言ひましても、この著しい市町村っていうのはもう政令の6条で決まっていまして、航空機が40機以上ふえたところ、あと人員が1,000人以上ふえたところ、そのところがこれに係する補助金の特例が出るところですよっていうような、政令の6条でもはっきりうたわれています。ざっく

ばらんに言いまして、本土と沖縄の中では岩国飛行場、キャンプシュワブ、この2つだけです。だからこの補助金の特例が出るのが、このキャンプシュワブと岩国飛行場だけでございますので、済みません、この11条、12条のところっていうのは今回こちらのほうに、もし理解いただいてもこのところは法律のところでは全く関与しませんという話でございます。

あと、3番のところは、先ほど1番のところとで答えさせていただきました10年という時限立法でございます。その中で、特にページで言えば先ほどの2枚目ですね、2枚目のアのところ、交付期間は当初10年であったものが、進捗がおくれて当初の予定を超えた場合に最大15年、進捗がおくれた場合によって、交付額がふえるようなことがないようにということで、当然ながら法律の執行はございますけど、23条4項にそういうことがございますけども、先ほど言いたいわゆる基金というのがございますので、そこはうまく改良できます。

簡単ではございますが、1、2、3、1と2のところは本来なら私も一番、ここが一番大きい、どっちかというたら政府として楽しいところですが、楽しいというか、国交省ももっとざっくばらんに言いますと法律をやるに当たっては非常に大きくて、これ防衛省駐留軍再編関連振興会議というのがあるんですよ。その中に、財務省、国交省、文科省、厚生省、農水省、経済産業省、環境省、いわゆる沖縄担当省、全部防衛省が集めまして、先ほど言いました法律の補助金の特例をやるんです。そういう意味合いで、非常に政府全員が集まってしっかりやろうぜっていうところでも、非常に私として、これは政府と一体でできるので、非常に市町村にとっては、市町村というよりも県内です。こちらで言うところと府知事、府知事がいかにしっかりやるかということですけども、非常にこういうところになると政府全体が一緒になってしてくれるということが非常に私としてはやりやすいところですけど、申しわけございません、今回の京丹後市、Xバンド・レーダーに関してはこういった特例はございません。

以上でございます。

○池田委員長 説明が終わりました。

まず、質問事項について松本経一委員。

○松本経一委員 済みません、11条がそういうことなので、12条もそういうことというのは、該当しないということであれば、それについて特にございません。

○池田委員長 よろしいですか。

それでは今の説明に基づいて、全体について質問等ありましたらお願いしたいと思います。

松本経一委員。

○松本経一委員 確認の意味も含めて、もう一度になりますが、再編交付金の総額はある一定の

計算式ではじき出されると、そこには何らの余地はないと。といいますのが、いわゆる何かのしんしゃくあるいは何かされる余地はないということではないでしょうか。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 法律で書かれている趣旨どおりで計算はされます。そういうのがこの法律の意味ではしっかりここはちゃんと法律を明確にするというところが非常にあります。特別措置法なので、なかなかそういうのはできないです。あるいはここに書いてあるようにしっかりした基準の中でされていくというような考え方でされています。

○池田委員長 ほかにありませんか。

吉岡和信委員。

○吉岡和信委員 助成の対象事業です。これは車力の例を見ますとレーダー基地が置かれておる富蔭とかですね、大体限られた地域におおむね集中的に交付されているようですが、例えば京丹後市に当てはめてみた場合、例えば先ほどの例で農業用施設の例であるとか、そういったものの場合、もう京丹後市に入られてもう1カ月幾らになるんですかね、部長さん。例えば久美浜とか網野とか、こんな場合でもこういうことが該当するのか、宇川地域は当然該当すると思うんですが、このケースでは市域に該当しますよと、考え方として、そういったものはあるんですか。

○池田委員長 議事録の関係で、挙手をお願いしたいです。

枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 これは市長、副市長に御相談いたします。ただ、ケース・バイ・ケースだと思います。例えば、農業で言うと生産部門だと。生産部門だと多分生産の生産地に近いところになるでしょう。あと、流通、販売の話になって、では生産部門に近くでいいのかどうか、議論がありますよね。いろいろケース・バイ・ケースがあるかと思います。

○吉岡和信委員 ということは、何らか全市内では難しいと考えたらいいたいですか。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 先ほど言ったようにケース・バイ・ケースです。

○吉岡和信委員 わかりました。続けてもう1問、これも愚問かも知れませんが、例えば受け入れたということで、うちの中山市長が受け入れについて同意をしたと。そして設置された。次の選挙で新たな市長が出てきて、設置はしておるが、これについては認めがたいと、次の市長がそう言った場合、交付額については、額については全く変動がないのかということをお願いしたい。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 先ほど、ページで言えば2枚目ですね、2枚目のとこ

ろのウのところで書かれておりますけど、進捗に支障が生じる場合は減額またはゼロにすることができるとというのが法律の趣旨でございます。

○池田委員長 吉岡委員。

○吉岡和信委員 もう1点、具体的に撤去してくれということであっても、現物はそのままあると。ただ言動だけでもそういったことになるのかならないのか、いわゆる批判的な言動の立ち位置の市長がついた場合に、その辺はいかがですか。

○池田委員長 枡賀部長。

○枡賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 非常に難しい話です。

○吉岡和信委員 だから聞いておるんです。

○池田委員長 これは議事録になりますので、慎重していただいて結構ですので。答えられない分はお答えできませんで結構ですので。

○枡賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 皆さんに御理解いただくために頑張ります。

○池田委員長 谷口委員。

○谷口委員 非常に複雑というのか、難しいような質問でありますけど、車力のXバンド・レーダーについて、一つの配備をするというのは北朝鮮の動きで弾道という、ここの部分を包摂しながら実は配備ということと、もう一つは沖縄の基地の軽減というこの問題が大きくあるわけですけども、例えば弾道ミサイルもどうというのかな、北朝鮮のレーダー全部外してしまったと、危険性がないというような場合に、例えばその基地としてはどうなるのか、あるいはそれについても交付金というのはどういうふうな、今言われるように例えばマイナス面というところでは市長云々というのがあったんですけども、逆に防衛省のほうからもう整備しなくてもいいよというような状況になったときに、撤去という場合の交付金がどのようになるのか。少しその辺、2つの質問があると思いますけどよろしくお願いします。

○池田委員長 枡賀部長。

○枡賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 先ほど言いましたように、再編というのは2つございました。今の防衛力を維持する、2番目は沖縄基地負担するというのは再編でございます。それは状況によって、車力は先ほど委員がおっしゃいましたいわゆる弾道ミサイルの追尾を強化するという趣旨でしております。もし仮に政府のほうから、いやもうこの状況が変わって、もう要らないというふうになりましたら、政府からそういうふうになった場合は、これは法律の趣旨には、政府がそう言った場合はちゃんと、それは政府の事情なので交付金はそのままです。そういう考え方の趣旨で書かれています。ただ、どこの状況で読むんだっていうのはちょっと

勘弁してください。考え方はそうです。

○松本聖司副委員長 済みません、1点だけ。車力に行かせていただいて驚いたことの中に、基地再編交付金プラス民生安定事業の補助金が長らく55年に基地ができて以来ずっとあったというふうに聞かせていただいて、なるほどなと思って。今回自衛隊の通信、米軍の通信所が経ヶ岬にできる場合については、自衛隊の基地そのものの中にも入るので、一部自衛隊の基地も拡張することになります。その場合、民生安定事業の補助金の対象に京丹後市はなり得るのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいなと、お願いします。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 民生安定事業も含め、障害防止も含め、交付はしっかりやらせていただきたいと思います。

○松本聖司副委員長 対象になるということですね。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 ぜひ。

○池田委員長 ほかの委員さん。

松本経一委員。

○松本経一委員 質問事項に戻るというわけではないですが、確認をしておきます。この法律の執行のときには、事業が例えば比較的長期にわたる道路整備のものを企画した場合に、平成34年までに終わる計画を事前に立てておかなければならないというふうに読めばいいということでしょうか、例えば。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 委員それ、国道の話ですか。

○松本経一委員 いえ、例えば。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 一般市道でいいですか。

○松本経一委員 一般市道ですとか、あるいは農業施設や用水とか、さまざまな、ちょっとまだ具体的にわかりませんが、例えば長期の計画が仮にどこかで出た場合に、それはこの執行の兼ね合いから言うと、それを使う場合には34年までで終わるという形の計画を事前に立てておく必要があるということでしょうか。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 委員、そこは基金で、基金さえあれば何年引っ張ってこられても結構です。ただ、一番難しいのは、やはり年次計画っていうのを一遍つくってもらって、そして私たちも執行しやすいようにしていただければ一番ありがたいなと思います。先

ほど委員お話しさせてもらっておりますように、交付金と8条をうまく使い分けしながらしていただくのが非常に市民にとってメリットがございます。そこはまた市長、副市長と御相談させていただきますが、そういうところ、せっかく交付金だけ使っても意味がないので、先ほど言った3条、8条を使いながら、いかに面的にまちづくりをすべきかが非常に私らも関わりますし、ぜひまた委員に御相談させてもらいたいといいかなと思います。

○谷口委員 ありがとうございます、もう1点です。少しのこの資産運用の中に過疎債ということで、11条、12条に合わせたこの質問事項になっておるわけですがけれども、今言われたように民生安定事業等々も含めてこの交付金の中で、実は丹後町は過疎債が使える地域になっていまして、逆にそことの併用というのは、貸すほうがある限りはこの交付金等は併用ができるというふうに理解したらいいということでしょうか。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 委員、うちの補助金のいいところは起債ができるということです。起債は大丈夫です。

○池田委員長 ほか、ありませんか。

森委員。

○森委員 市町の説明はそっちのほうに基づく市町村というのが対象と言うとった説明にあったんですけども、そこにおける都道府県に対する、今で言うならば例えば京都府に対する何らかの交付金ということになるのかどうかわかりませんが、京都府に対するものに対して何らかのものはあるのかどうか。それは当然国道、府道だということになれば、それも対象の一つになるかとは思いますが、京都府に対する何らかのものはどういうものがあるのかという点が一つと、それからロードマップというのは日米の合意に基づくロードマップなのか、いわゆるアメリカにおける米軍の再編問題におけるロードマップというのものもあるんですね。それに基づいてなのか、日米合意の上でのロードマップなのか、それが最終的の段階の日限というのはどうなっているのか、その点に対して。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 委員、ちょっと後者のほうから先に御説明させていただきます。先ほど言いましたように、平成18年5月の日米の両国政府において先ほど言いました、まず維持を、防衛力の維持をするんだ、その基地を、沖縄を軽減するんだということで、両者が協議したロードマップです。そのロードマップを円滑にするために、先ほど言いました特措法ができたんです。ロードマップの日米間まで行って、それは円滑にするために閣議決定

+

で特措法ができた。その中の交付金というような役回りです。だから日米でしっかり協議した内容のロードマップです。全体像でお示しいたしました。

2つ目、私たちのこの交付金っていうのは、はっきり言って市町村です。やはりまず一番は市町村の負担を軽く、地元であると。では県であり、府に対してはどうするのか、先ほどちょっと松本経一委員からも御説明あった11条、12条の関係ですけど、ああいうふうに市町村だけではなく、周りの市町村もかかるインフラが関係する場合は、先ほど出ましたキャンプシュワブか岩国の場合にそういうふうな、知事から計画を出して、そのときは知事がすごく重要です。知事からこういう計画が出たらどうだと、防衛省に、そして防衛省が各大臣を集めて協議会をつくると。そのときに初めて府が関係しますけど、市町村に関係いたします、先ほど言いました交付金に関係しましたら全くございません。ただ、委員が今先ほどお話ししましたように、国道の場合ではどうなんだ、国道の場合は防衛省の管轄、当然所管ではいいですけども、やはりうちの大臣をお願いして、まず府が一生懸命頑張ってもらうことになります。そういう意味合いでは、委員が言われたように知事が今後いろいろしていただくのは非常に重要だと思います。当然ながら防衛省としても協力していきたいと思っております。

○池田委員長 私のほうから今の関連で、聞いているんです、国道等の整備については所管が違うので、国交省の所管なので、府からとにかく優先順位を上げてください。その場合に、例えば今回、宇川地区にこういった施設ができるということについて、防衛省なりからのプッシュしていただいて、一定の配慮はあるのかなのか、そのあたりはいかがですか。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 ぜひやらせていただきたいと思います。

○池田委員長 応援はしていただけると。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 はい、やらせていただきたいと思います。

○池田委員長 ほか、ありませんか。

松本経一委員。

○松本経一委員 済みません、この助成対象事業の、例えば助成の比率、何か指定のようなものがあるのでしょうか。事業によっては全額これでやる、いや何か組み合わせる、あるいは地元負担が発生するような何かがあった場合に、その地元負担の分をここでいわゆる手当ですると、そういう使い方もこれはできると、そういう考え方でいいのでしょうか。

○池田委員長 枅賀部長。

○枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 委員おっしゃるとおり、この事業100%使ってもらっても結構ですし、20%だけでいいというような、これ全部市の御配慮です。100%使っ

てもらってもいいし、いや20%にこの交付金を使いましょうというのも構いません。

○松本経一委員 その使途につきましても、本来でしたら普通の補助金ですと必ず地元負担などが発生するわけですが、例えばそれをここで手当てしようと、こういう使途も可能だと。地元負担ゼロで事業ができるという形で使ってもいいという形でいいでしょうか。

○池田委員長 枡賀部長。

○枡賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 可能です。何回も言いますが、委員、20%使う、30%使う、100%と自由にしようが、それは全部市のご範囲です。

○池田委員長 谷口委員。

暫時、休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○池田委員長 それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き委員会を開きます。

金田委員。

○金田委員 金田です。期間に、交付期間についてお尋ねいたします。今ありますのは、つがる市の場合には平成19年度に法整備されていまして、交付期間が10年間ということで、私の理解の中では平成28年度までというふうに思うわけです。仮に京丹後市が受け入れた場合に、26年から始まりまして6、7、8と3年、受けはないという私の理解ですけれども、このあたりがいろいろと読みようによっては感じられる場合があるわけですが、その辺のあたりをしっかりと御説明がいただけないでしょうか。

○池田委員長 枡賀部長。

○枡賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長 交付金に対しましては、当初法律の趣旨でございますように、10年という形をとっておりました。そうすると、今金田委員が言われましたように、平成29年度までっていう考え方になると思います。ただ、ここに書いてありますように最大15年、平成34年までっていうところを考え方も法律にはしっかり書いているわけでございます。では何年度まで交付金を出すんだというところはまた市と、それから皆さんと御相談させてもらいながら決定させていただきたいと思っている次第でございます。

○池田委員長 ほか、ありませんか。

松本聖司副委員長。

○**松本聖司副委員長** 済みません、民生安定事業の話を先ほどから確認させてください。これは頑張らせていただきますという答弁をいただきましたが、米軍の通信所ができることによって、この制度が新たに京丹後市でも取り入れてもらえるのか、基地の部分が拡張する、自衛隊の基地の部分が拡張するので取り入れてもらえるのかという、その確認です。

それともう一つは、期間ですね、期間がどういうことになるのかという、その辺の考え方自体をお伺いしたいと思います。

○**池田委員長** 枅賀部長。

○**枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長** 委員、前者の話であれば両方ともでございます。両方とも考慮させていただきたいと思います。期間のほうは、環境整備費におきましては、これは基地がある限りは永遠に使えます。ぜひ市と御相談、委員方と御相談させてもらいながいらいろいろなところ、まちづくりに防衛省として御支援させていただきたいなと思っている次第でございます。

○**池田委員長** 松本経一委員。

○**松本経一委員** 金田委員の質問をほとんど再確認の意味でもうちょっと聞きます。例えば仮に京丹後市が受け入れを表明して、それから用地の買収をやり工事が始まって、例えば来年ですね、平成26年4月から基地の整備が終わったとします。いつの段階から交付金の支給が始まって、今の法律でいくと、平成33年度という法律上のものでいくと8年間ですね。それが8年間で終わるとというのが今の部長の説明では、あと2年延びる余地もあるというような受けとめができたんですけれども、そこがちょっと整理をきちっと。今の段階ではどうかと、はっきりと何年度から始まったら何年度に終わると、もう一度そこを御説明いただけますか。

○**池田委員長** 枅賀部長。

○**枅賀防衛省近畿中部防衛局企画部部長** そもそもの話をしますと、この再編交付金は今財務省と今まさしく調整している最中でございますので、財務省の許可なしに勝手に話をするというのは大変オフサイドでございますので、言えないような状況でございます。その中で、こうして皆さんとお話しさせてもらう中で、先ほど言った市の執行力、当然必要だと思います。あと、やはり、地元の業者さんもしっかりしていただきたいなと思います。やはり相談も余り短縮でやるといかがなものかというふうに感じます。そのところを考えながら、先ほど平成34年までというところまでがあるっていうのも法律にはしっかり書いておりますので、その辺のところをいろいろ考慮しながら、また皆さんと御相談しながら決定させていただきたいとおっておりますのでございます。

○池田委員長 もうそれ以上は。ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○池田委員長 ないようですので、これで防衛局からの説明を終わりたいと思います。どうもきょうはありがとうございました。

それでは休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○池田委員長 それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、きょうの日程についてはこれで終わりました。今後の日程について御意見があれば。

当面は現地視察とそれから意見を出していただくのと、全協という日程になっております。

○森委員 委員全員協議会が済んでからまた検討したいいのではないか。きょうのところは。

○池田委員長 全協が終わってからまた今後のことについて協議するということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○池田委員長 それではこれで委員会を終わります。お疲れさまでした。

終了 午前11時29分

+

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 池田 恵一

署名委員 谷津 伸幸